

いじめ防止等対策検討委員会規約

高知県立高岡高等学校

(名 称)

第1条 本会は、高知県立高岡高等学校（以下、「高岡高校」という。）いじめ防止等対策検討委員会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、高岡高校の全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように指導・支援し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるようにすることを目的とする。また、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、学校・家庭・地域と連携し、いじめの問題を解決することを目指す。

(組 織)

第3条 本会は、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、補導専任、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー（心の教育アドバイザー）、土佐警察署生活安全課少年係、PTA会長並びに学校長が必要と判断するものをもって組織し、学校長が委託又は任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は1年（4月1日から翌年3月31日まで）とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合の補充は、あらかじめ学校長が委嘱又は任命する。

(役 員)

第5条 本会の役員は、委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を置く。

2. 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運 営)

第6条 本会の運営を次のとおり定める。

(1) 委員長は、本会招集し、主催する。（年3回、4月・8月・1月に実施）

(2) 本会は、関係教育機関と連携を取りながら運営する。

(役 割)

第7条 本会は、第2条の目的達成のため、次の協議を行う。

(1) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正をする。

(2) いじめの防止等の対策の取組に関するチェックリスト（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正する。

(3) いじめに関する校内研修の企画・検討する。

(4) いじめの相談・通報の窓口となる。

(5) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

(6) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(7) 重大事態が発生した場合、学校がその調査等を行う組織の母体とする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、高岡高校内に置く。事務局の組織その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(雑 則)

第9条 この規約で定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。また、規約の改正は、会議出席委員の3分の2以上の賛同を要する。

(付 則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。